

江津市市勢要覧作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

江津市

1. 目的

江津市市勢要覧作成業務を適切かつ良好に実施する能力を有する事業者を選定するため、企画提案を募集する

2. 業務概要

- (1) 業務名 江津市市勢要覧作成業務委託
- (2) 業務内容 「江津市市勢要覧作成業務委託仕様書（以下「仕様書」）」（別紙1）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年9月30日まで
- (4) 提案上限額 3,600千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3. 参加資格要件

参加者は、以下の参加資格要件を全て満たしていること。ただし、審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 島根県または江津市から契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び江津市暴力団排除条例（平成24年江津市条例第1号）に該当しない者であること。
- (6) 税の滞納がないこと。
- (7) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。
- (8) 令和4年～令和6年物品・役務の競争入札参加資格名簿の営業種目「印刷」、「企画・製作」に登録されていること。

4. スケジュール

- ・公募開始日 令和6年4月24日（水）
- ・質問書の受付期限 令和6年4月30日（火）
- ・質問書に対する回答期限 令和6年5月2日（木）

- ・参加申出書等提出期限 令和6年5月7日（火）
- ・企画提案書及び見積書等の提出期限 令和6年5月13日（月）
- ・選定審査（書類審査） 令和6年5月16日（木）（予定）
- ・審査結果通知 令和6年5月20日（月）（予定）
- ・契約締結、事業の開始 令和6年5月27日（月）（予定）

5. 選定方法

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、あらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいた事業提案評価を実施し、最も適した提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

6. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②会社概要（様式2）
- ③実績調書（様式3）
- ④実施体制調書（様式4）

(2) 提出方法 持参、郵送、電子メール。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(3) 提出期限 令和6年5月7日（火）午後4時

(4) 提出先 末尾記載の担当窓口

7. 質問書の提出及び回答

(1) 提出様式 質問書（様式5）

(2) 提出方法 電子メールにて送付すること

(3) 提出先 末尾記載の担当窓口メールアドレス

(4) 提出期限 令和6年4月30日（火）午後4時

(5) 回答方法 令和6年5月2日（木）にホームページに掲載。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書 8部
- ②見積書 8部
- ③表紙等デザイン案 8部

(2) 提出期限 令和6年5月13日（月）午後4時

(3) 提出物について

- ①本プロポーザルに参加する者は、仕様書を踏まえた企画提案書を作成し提出する。
- ②様式は任意とするが、用紙はA4判横、左綴りで作成すること。
- ③提案書の枚数制限はなしとする。
- ④企画提案書には目次を付し、それぞれのページに見出し、ページ下部にはページ番号を付すること。表紙は「江津市市勢要覧作成業務委託 提案書」と事業者名を記載。
- ⑤デザイン案（A4判、カラー）は、表表紙、裏表紙、構成意図を伝えやすいと思われるページ紙面4ページ程度の計6ページ程度の冊子見本を、提案する用紙を使って作成すること。

9. 見積書

見積書及びその内訳書を提出すること。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税及び地方消費税額を加算すること。（様式は任意）

10. 選定審査

(1) 評価方法

「江津市市勢要覧作成業務委託に係る公募型プロポーザル選定評価基準」（別紙2）に定められた項目及び評価点により総合的に評価し交渉権者を選定する。

(2) 審査方法

企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

11. 優先交渉権者の選定及び結果通知

優先交渉権者の選定に係る選定委員会を開催し、企画提案書の評価点に価格評価点を加え、合計点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次に高い事業者を次点交渉権者として選定する。なお、最高得点者が複数の場合は、価格評価点が高い者から選定する。

12. 選定結果通知

通知方法 全ての提案参加者へメールにより通知する。

通知日 令和6年5月20日（月）（予定）

13. 契約交渉及び見積書の提出

当市と優先交渉権者とで契約に向けた仕様の最終調整を行う。優先交渉権者は、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出する。なお、当市が優先交渉権者と契約の合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と契約に向けた調整を行うものとする。

14. 提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取り消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合。
- (3) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員もしくは関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合。
- (4) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく審議に反するものと選定委員会が認めた場合。

15. 留意事項及びその他

- (1) 提出書類については、選定後においても返却しないものとする。
- (2) 提出書類の提出期限後の変更、再提出等は認めない。
- (3) 提出書類作成等の費用は、事業者の負担とする。
- (4) 提案者は、業務を一括して第三者へ委託等してはならない。また、業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面により当市の承諾を得なければならない。
- (5) 提出された参加申出書等及び企画提案書等は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。また、公開請求があった場合でも非公開とする。
- (6) 参加申出以降に辞退する場合には、書面により速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。なお、評価点が6割に満たない場合は事業者の選定は行わない。
- (8) 選定結果についての質問には回答しない。
- (9) 本事項に定めのない事項はならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

16. 連絡先

〒695-8501 島根県江津市江津町1016番地4
江津市 総務課 広聴広報係 佐々木
電話 : 0855-52-7960

FAX : 0855-52-1380

メール : soumuka@city.gotsu.lg.jp